



せたがや 区議会だより

No. 115

自立した都市をめざして —— 特別区制度改革特集 ——



住民の生活に身近な仕事は 住民に身近な自治体の手で



地域が抱えるさまざまな問題をひとつひとつ解決していくこと、それは地方自治体の大事な役割です。
現在、高齢化社会、情報化社会、国際化時代という大きなうねりのなかで、時代の変化に対応し、地域の特性を生かした行政の推進が求められています。
世田谷区は、緑豊かな生活環境の整備、区民福祉の充実、地域経済の活性化などに向け、世田谷らしいまちづくりを進めてきました。

特別区制度改革は、新しい時代にふさわしい地方自治のしくみを確立することをめざしています。

この改革の運動は、昭和22年に地方自治法が施行され、特別区が誕生して以来40年にもわたる長い歴史をたどってきました。
なかでも、記憶に新しいものとして、区長公選制度の復活があります。昭和27年に廃止された区長公選制度は、自治権拡充への機運の高まりによって地方自治法が改正され、昭和50年から、再び区長選挙が実施されるようになったのです。

しかし、区長公選が実現した今でも、地方自治法では、23区は特別区公共団体であり、市などの普通地方公共団体と異なり、事務の権能などが制限されています。このため、住民に身近な仕事であっても、区だけでは解決できない問題もあります。

今、制度改革が叫ばれているのは、区民が一番身近な特別区が、市と同じような立場から行政を進めるしくみを確立し、区民福祉の一層の充実を図ろうとしているからです。

世田谷の未来は区民の手に

特別区制度を改革し、世田谷「市」を実現するため、多くの区民の理解と協力を呼びかける「特別区制度改革促進世田谷大会」が9月9日、玉川区民会館ホールで開催されました。

世田谷「市」実現をめざす区民の会、区、そして区議会が共催して開いたもので、区民を中心に約70名が参加し、運動を盛りあげました。

大会に先立ち、区長や議員をはじめ約100名の区民が、九品仏浄真寺前から会場まで

街頭パレードを行い、改革への協力を呼びかけました。

大会には、地元選出の国会議員、都議会議員も加わり、さらに大きな区民運動を進めようとの決議が満場の拍手で採択されました。大会決議文は終了後直ちに、区民の代表団が自治大臣へ提出しました。

また、その一週間前の9月2日には日比谷公会堂において、23区の共同大会が約2千人の参加で開催され、改革実現に向けた運動が展開されています。

区民の力で 国を 動かそう

23区はこの制度改革の実現に向けさまざまな運動を展開しています。なかでも力を注いでいるのが、国への働きかけです。地方自治のしくみを変える制度改革は、地方自治法などの法律を改正しなければなりません。

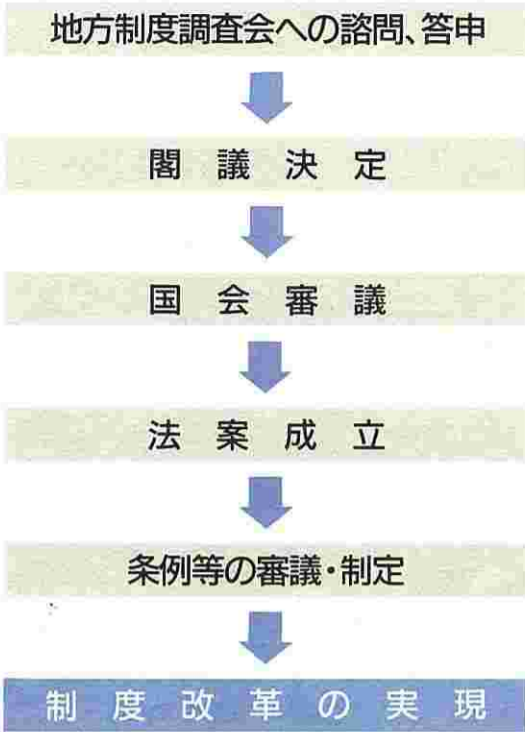
国では、内閣総理大臣の諮問機関の地方制度調査会で特別区制度のあり方を検討しています。この地方制度調査会のなかで、特別区制度の問題を審議するようになったのは昨年の6月からでした。これは、「世田谷「市」実現をめざす区民の会」をはじめ、区民の皆さんの運動が国を動かす大きな力となったのです。

しかし、残念なことに第21次の調査会では結論が出ず、先月発足した第22次の調査会で引き続き検討されることになっています。今後の国の審議を促すためには、区民の皆さんの力が重要です。

世田谷区議会は、変化する時代のニーズに応える自治制度を確立し、まもなく迎える21世紀の明日を築くため、この運動を推進していきます。



〈制度改革実現への流れ〉



都と区の仕事の分担を見直そう



世田谷区を含む23区は、大都市東京の一体性を確保するという理由から、制度上東京都の内部団体とされ、一般の市とは異なり、事務の権能を制限されています。たとえば、市の役割とされる清掃事業を都が行っていることなどです。また、都は特別区の財政に関しても調整権をもっています。これは、本来市町村税にあたる税を都税としていったん都に納め、区の仕事に必要な分を配分するというしくみです。このため、区が自主性をもって仕事を進めていくうえで大きな制約となっています。

各区が競いあって特色のある行政を推進し、住民サービスのより一層の向上を図るためには、都と区の役割分担を明確にする必要があるのです。つまり、住民の日常生活に身近な仕事は区が行い、都は首都としての機能を維持するために必要な広域的な仕事を行うということです。

税金が増えることは
ありません

世田谷市？
新しい区の名称は
みんなで
考えましょう

今、制度改革は何をめざすのか



特別区制度をどのように変えていくかについて、皆さんとともに考え、国へ働きかけていきたいと思います。

特別地方公共団体から
普通地方公共団体へ

23区を市と同じ「普通地方公共団体」に位置づけ、一人前の自治体としてひとりだちしていくことがねらいです。

きめ細かな住民サービスが
提供できるように

■まちづくりの推進
区のまちづくりの権能を拡大し、すべての開発行為の許可を区が行い、さらに都市計画や土地区画整理事業など、多くの事務事業の対象が広がります。
こうした事務権能の拡大により、地域の個性を生かし、魅力的なまちづくりを推進していきます。

福祉の充実

■福祉の充実
児童相談所の設置、運営が新たに区の仕事となり、児童福祉施策の充実を図ることができるようになります。さらに、身体障害者の福祉に関する事務、母子及び寡婦の福祉に関する事務、民生委員に関する事務などが充実します。

教育の充実

■教育の充実
区の教育委員会が、小中学校の教材や教科書の採択、教育課程の編成、教職員の任用などを行えるようになります。

保健・衛生の充実

■保健・衛生の充実
保健所の事務の一部は都が行うこととされていますが、制度改革により、有害家庭用品の規制などが区の仕事となります。

清掃事業への取り組み

■清掃事業への取り組み
ゴミの収集、運搬の仕事は区が行うこととなります。

自立した都市にふさわしい
財政制度を

区が地域の特性を生かした施策を展開することができるよう、財政面で都から独立した財政のしくみをつくるのがねらいです。

自治権拡充へのあゆみ

23区は、昭和22年地方自治法の施行により、特別地方公共団体として誕生しました。しかし、事務、財政、人事上の権限は不十分でした。そこで、市と同じように普通地方公共団体となることをめざした自治権拡充運動が、すでにこの時からスタートしたのです。

△昭和27年 区長公選が廃止される
昭和27年、地方自治法が改正され、首都圏という大都市行政の一体性の確保を理由に、都の内部団体として位置づけが強められ、それまで行われていた区長公選制が廃止されるなど、自治権が大幅に制限されました。

△昭和40年 一部権限が拡大される
首都への人口、産業の集中により、都の行政事務の肥大化が問題となり、昭和40年の地方自治法改正では、住民に身近な事務（福祉事務所、生活保護事務など）が特別

△昭和50年 区長公選制復活
区民の幅広い支持を得た運動の結果が実現し、昭和50年4月には、区民投票による区長が誕生しました。あわせて、保健所や建築規制に関する事務が移管されました。特別区の自治権確立のうえで、画期的な出来事でした。しかし、依然として財政面をはじめ自主性を十分発揮できない状況が残され、自立した自治体として明確に位置づけられないまま、現在にいたっているのです。

区議会の取り組み

△区議会特別委員会の変遷

- 昭和22・7・23・4 自治振興委員会
- 昭和25・10・31・10 自治権拡充委員会
- 昭和32・6・62・5 特別区制調査委員会
- 昭和62・5 現在 特別区制度改革推進委員会

区議会では特別委員会のなかで、自治権拡充、制度改革について専門的に審議してきました。昭和50年の区長公選制の復活に向け、自治省や国会など関係機関への働きかけを活発に行いました。最近でも特別区制度改革を求める意見書を国や都に提出しています。昭和22年の世田谷区の誕生以来、現在までの自治権拡充、制度改革に関する決議や意見書は39件、要望書は14件に及んでいます。区議会の本会議では、特別区制度改革実現をめぐって、さまざまな視点から代表・一般質問が行われています。市制を見通した行政運営、都区財政調整制度のあり方、清掃事業などの移管問題、制度改革の区民へのPRなど、自立した都市をめざして活発な議論がかわ

